

事業復活支援金  
とは

必要な書類

事前確認

申請サポート会  
場

よくある質問

お問い合わせ窓口

資料ダウンロード

チャットボットに質問

 マイページ

## 事前確認に必要な書類

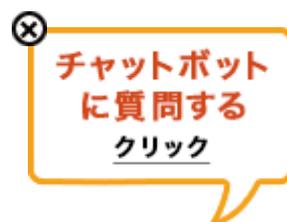
事業復活支援金を申請する前に登録確認機関による事前確認を受ける必要があります。

ただし、過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合、原則として、事業復活支援金の申請を行う際に改めて事前確認を受ける必要はありません。

※一時支援金または月次支援金において給付を受けた直近の申請時点から、事業形態（中小法人等、個人事業者等、雑・給与所得で確定申告した個人事業者等）や申請主体（合併、事業承継、法人成り）の変更があった場合は、再度、事前確認を受ける必要があります。

## 登録確認機関での事前確認に必要な書類等

※画像をクリックするとPDFファイルが開きます



事業復活支援金とは

必要な書類

事前確認

申請サポート会場

よくある質問

登録確認機関と「**継続支援関係**」に該当する場合、「**帳簿書類の有無の確認**」を「省略」でき、「**電話**」での「**質疑応答**」のみとすることができます。

※次の①～④のいずれかに該当する場合を指す（詳細はホームページをご確認ください）。①法律に基づき特別に設置された機関（商工会、商工会議所等の会員・組合員、②法律に基づき土壌（税理士、行政書士等）の顧問、③金融機関の事業性担当職員、④登録確認機関の取次継続した支援先。

**必要書類の準備ができたらCheck!**

※登録確認機関と継続支援関係に該当する場合、5 のみに資料可

**1 本人確認書類**（個人事業者等、法人代表者）

マイナンバーカード(オモ子面) 運転免許証(両面)

※写真付きの住民基本台帳カード、在籍カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証も可

**2 収受日印の付いた基準期間を含む全ての確定申告書類の控え**

個人 個人

詳細は、「事前確認で確認する「確定申告書一覧」参照

**3 2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類**（売上台帳、請求書、領収書など）

※「基準月」は2018年11月から対象月までのうち登録確認機関が指定した年月月において、同一の法人等との取引に関する請求書や領収書等に記載された「取引先名称」と「金額」が正確に記されているを確認しますので、必ず各月の帳簿書類と連携して準備ください。※書類の量が膨大な場合、登録確認機関の任意に選択した複数年度の帳簿書類でも可。

**4 2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳**

※合算記録となっている場合、取引記録が確認できないため、事前確認時には金融機関等から取得した取引明細をご用意ください（取得には手数料がかかる場合があります）。

**5 法人代表者または個人事業者等の本人が自署した宣誓・同意書**

下のQRコードから様式をダウンロードできます。

**中小法人** **11/11/11決算**  
基準期間が事業年度をまたぐ場合

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X : 2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y : 2019.11-2020.3			必要	必要	必要
Z : 2020.11-2021.3				必要	必要

**中小法人** **3~10月決算**  
基準期間が事業年度をまたがない場合

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X : 2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y : 2019.11-2020.3			必要	必要	必要
Z : 2020.11-2021.3				必要	必要

**中小法人** **11月決算**

選択する基準期間	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
X : 2018.11-2019.3	必要	必要	必要		
Y : 2019.11-2020.3		必要	必要		
Z : 2020.11-2021.3			必要	必要	必要

**個人事業者**

選択する基準期間	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
X : 2018.11-2019.3		必要	必要	必要	
Y : 2019.11-2020.3			必要	必要	必要
Z : 2020.11-2021.3				必要	必要

### 新型コロナウイルス感染症の影響確認

● 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少している必要があります。

● 登録確認機関は、申請希望者がどのような新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少したのか、下記の項目について事前確認で聴取します。

※登録確認機関と継続支援関係に該当する場合であって、登録確認機関が申請希望者の新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の要因を把握済みの場合は、事前確認時にこの確認を省略することができます。

**該当する新型コロナウイルス感染症の影響にCheck!**（複数選択可）

**需要の減少による影響**

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少

② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少

③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少

④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少

⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や防日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少

⑥ 顧客・取引先が①～⑤又は⑦～⑩のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスの発注の減少

※ 顧客・取引先は、他社を介した間接的な顧客・取引先を含む

**供給の制約による影響**

⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難

⑧ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

⑨ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約

**! 注意! 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません**

① 実際に事業収入が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

② 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の順延により売上が減少している場合は給付対象外です。

③ 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の連携などで事業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

### 事前確認での質問リスト

登録確認機関は、事前確認で下記を質問します。事務局ホームページに掲載されている詳細情報等も参考に、**給付対象等を正しく理解**の上、事前確認を受けてください。

**内容**を“**全て**”確認・理解した上で**Check!**

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

② 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、事業復活支援金の趣旨・目的が妥当でない理由により売上が減少している場合、事業復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

③ 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、事業復活支援金の給付対象ではないことを認識している。

④ 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。

⑤ 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。

⑥ 事業復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。

⑦ 事業復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、事業復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負う。特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられる。

⑧ 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て提出している。

※登録確認機関は、上記以外の内容についても質問する場合があります。

**相談窓口**

0120-789-140

03-6834-7593

10:30-19:00

**チャットボットに質問する**

検索

https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/



事業復活支援金とは

必要な書類

事前確認

申請サポート会場

よくある質問

元にご準備の上、事前確認を受けることをお勧めします。

# 1-1. 本人確認書類

下記のいずれかをご準備ください。

- ・マイナンバーカード（オモテ面のみ）
- ・運転免許証（両面）
- ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・外国人登録証明書
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・住民票及びパスポート
- ・住民票及び各種健康保険証



マイナンバーカード



運転免許証



+



or



【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

チャットボットに質問する  
クリック

# 1-2. 委任状（中小法人等の代表者から事前確認の委任を受けている場合のみ）



事業復活支援金  
とは

必要な書類

事前確認

申請サポート会  
場

よくある質問

お問い合わせ窓口

資料ダウンロード

チャットボットに質問

 マイページ

## 1-3. 履歴事項全部証明書（中小法人等のみ）

申請希望者の履歴事項全部証明書をご準備ください。

※申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

※発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。

※履歴事項全部証明書に記載の代表取締役氏名及び代表取締役の本人確認書類に記載の氏名が一致していることを確認ください。

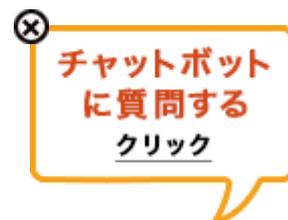
※履歴事項全部証明書は、法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの請求が可能です。

履歴事項全部証明書		
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇〇		
●●●●●株式会社		
会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
商号	株式会社 ●●●●●	
	株式会社 〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇	
公告する方法	〇〇〇〇〇	
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1.〇〇〇〇 2.〇〇〇〇	
発行可能株式総数	〇〇〇〇株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ●●●●●	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇 代表取締役 ●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(●●法務局●●支局管轄)  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

●●法務局登記官 ●●●●● 

整理番号 〇〇〇〇〇 ●下線のあるものは抹消事項であることを示す。



## 2. 確定申告書の控え

收受日付印の付いた、以下の期間分の確定申告書の控えをご準備ください。



事業復活支援金  
とは

必要な書類

事前確認

申請サポート会  
場

よくある質問

お問い合わせ窓口

資料ダウンロード

チャットボットに質問

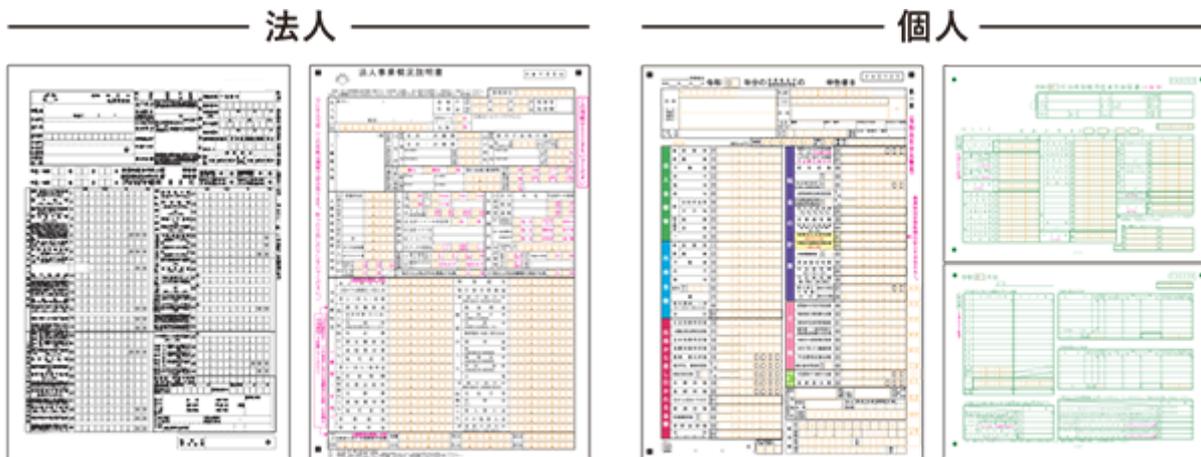
 マイページ

【e-Taxの場合】

- ・受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控えをご準備ください。
- ・ただし、個人事業者等において、確定申告書の控えに收受日付印の押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は受信通知メール（以下、「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」をご準備ください。
- ・收受日付印等及び納税証明書のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」をご準備ください。

【その他】

- ・個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は、当該年分の住民税の申告書の控えで代替することも可とします。また、2019年分又は2020年分のいずれか一方の確定申告書の控え及び住民税の申告書の控えについても合理的な事由により提出できない場合は、当該年の前年分及び2021年分の確定申告書の控え又は住民税の申告書の控えで代替することも可とします。
- ・中小法人等の場合は、合理的な事由により提出できない場合は、税理士による署名がある事業収入を証明する書類で代替することも可とします。



※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出してください。

3. 帳簿書類（2018年11月から対象月までの各月）

2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）を提出してください。

書類の量が膨大で、事前確認時に持参することが難しいなどといった場合においては、事前確認





事業復活支援金とは

必要な書類

事前確認

申請サポート会場

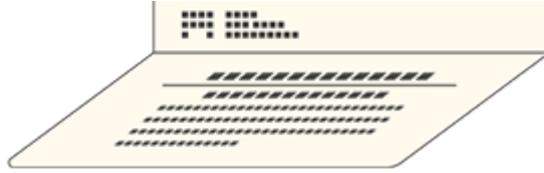
よくある質問

お問い合わせ窓口

資料ダウンロード

チャットボットに質問

マイページ



## 5. 宣誓・同意書

代表者又は個人事業者等本人が内容を確認・理解の上、自署した「宣誓・同意書」をご準備ください。

→宣誓・同意書のフォーマットはこちら

(様式1) 事業復活支援金に係る宣誓・同意書

事業復活支援金給付規程（以下この様式において「本規程」という。）第9条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から10までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、中小企業庁長官（以下この様式において「長官」という。）が第12条第1項に基づいて給付額を決定する前であれば、事業復活支援金（以下この様式において「支援金」という。）の申請を取り下げ、既に支援金の給付を受けていた場合は、速やかに事業復活支援金事務局（以下特に断りのない限り、この様式において「事務局」は事業復活支援金事務局を指す。）に支援金を返還します。

- 本規程に定める支援金に係る給付要件を満たしていること
  - ※売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく対象月（本規程第4条第1項柱書本文に規定する「対象月」をいう。以下この様式において同じ。）の月間の事業収入等（本規程第4条第1項柱書本文に規定する「事業収入等」をいう。以下この様式において同じ。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け（以下この様式において、この影響を総称して「新型コロナウイルス感染症影響」という。）、自らの事業判断によらず、基準期間（本規程第4条第1項柱書本文に規定する「基準期間」をいう。以下この様式において同じ。）の同月比で30%以上減少している必要がある。ただし、本規程第8条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。
  - ※支援金の趣旨・目的が受当しない理由により対象月の月間の事業収入等が基準期間の同月比で30%以上減少している場合（例えば、次の一から四までのいずれかに該当する場合は、給付要件を満たさない。
    - 新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく事業収入等が減少している時期を対象月としている場合
    - 通常事業収入等を得られない時期を対象月とする事で算定上事業収入等が減少している場合
    - 売上計上基準の変更又は顧客との取引時期の調整をしている場合
    - 行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後であること等によって単に営業日数等が少ない場合
- 本規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等（以下この様式において「基本情報等」という。）に虚偽のないこと
  - ※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入等の額を偽っている場合その他証拠書類等に虚偽がある場合等は、給付要件を満たさない。
- 本規程の別紙2で定める量力印排除に関する誓約事項について遵守すること
- 支援金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しを意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行うこと
- 本規程で定める法人確定申告書類及び個人確定申告書類の裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳その他の中小企業庁又は事務局が定める書類等を電磁的記録等により7年間保存するとともに、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等について、本規程第7条第7項に基づく事務局又は長官が委任若しくは準委任した者（以下この様式において「事務局等」という。）の依頼又は本規程第11条第2号に基づき事務局の依頼に応じて速やかに提出すること
  - ※帳簿書類とは、目付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、経費台帳、請求書、領収書等を指す。
- 事務局等が本規程第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 本規程に定める無資格受給又は不正受給が発覚した場合には、本規程第13条に従い、給付を受けた支援金について、返還等を選択なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・屋号、氏名等の公表等の措置が取られることがあること
- 支援金、月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金をいう。）、一時支援金（緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金をいう。）、持続化給付金（中小企業庁が実施する持続化給付金をいう。）、及び家賃支援給付金（中小企業庁が実施する家賃支援給付金をいう。）（以下これらを総称して、この項において「支援金等」という。）の給付の申請に当たってそれぞれの支援金等の事務局に

提出した全ての基本情報等や支援金等に関する調査結果が、中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局、国税庁その他の関係行政機関並びに捜査機関の間において相互に提供され、基本情報等の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる場合があること

9. 提出した基本情報等が支援金の事務並びに国及び地方公共団体による支援金の制度枠組みを使用した支援金（実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

10. 本規程に従うこと

令和 年 月 日

法人名（法人の場合） \_\_\_\_\_

代表者又は個人事業者等の氏名（自署） \_\_\_\_\_

チャットボットに質問する  
クリック



事業復活支援金  
とは

必要な書類

事前確認

申請サポート会  
場

よくある質問

お問い合わせ窓口

資料ダウンロード

チャットボットに質問

 マイページ

ださい。

ご質問内容は「**チャットボット**」で確認することも可能ですので、  
ご利用ください。



0120-789-140

(携帯電話からもつながります)  
スマートフォンの場合、こちらをタップすることで電話がかけられます



0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

IP電話等からの  
お問い合わせ先

03-6834-7593

(通話料がかかります)

IP電話等からの  
お問い合わせ先

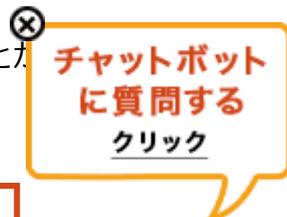
03-6834-7593

(通話料がかかります)

8:30~19:00 (土日、祝日含む全日対応)

お電話は、お問い合わせの状況によって、お待ちいただく場合があります  
ので、予めご了承ください。

平日と比べて、土曜・日曜・祝日は、お電話が繋がりがやすいことが  
多いです。



**電話番号の掛け間違いにご注意ください！**

電話番号をよく確認の上、お問い合わせください。



事業復活支援金

[お問い合わせ窓口](#)

[資料ダウンロード](#)

[チャットボットに質問](#)

 [マイページ](#)

事業復活支援金  
とは

[必要な書類](#)

[事前確認](#)

申請サポート会  
場

[よくある質問](#)

[お問い合わせ窓口](#)

[資料ダウンロード](#)

[チャットボットに質問](#)

 [マイページ](#)

[一般財団法人日本財団電話リレーサービス](#) 

[このサイトについて](#)

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ご利用にあたって](#)



事業復活支援金事務事業

(委託先：デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社)

